

京都市文化芸術振興条例（仮称）策定協議会設置要綱

平成 1 6 年 8 月 1 1 日 決定

（設置）

第 1 条 「文化首都・京都」の発展に向けて，1 2 0 0 年有余の歴史の中で育まれてきた京都の優れた文化芸術を更に向上させるとともに，市民の文化芸術活動を活発にするため，文化芸術の振興を目的とする条例の制定に当たり，条例に盛り込むべき事項の検討を行う「京都市文化芸術振興条例（仮称）策定協議会」（以下「協議会」という）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 協議会は，次の各号に掲げる事項に関して協議を行う。

- （ 1 ）京都市文化芸術振興条例（仮称）に盛り込むべき事項の検討に関すること。
- （ 2 ）市民，芸術家等の文化行政に対するニーズの把握に関すること。
- （ 3 ）その他条例策定に必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 協議会は，市民，企業，芸術家及び芸術文化に関し識見を有する者のうちから市長が適当と認める者をもって組織する。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は選任の日から平成 1 8 年 3 月 3 1 日までとする。

（会長等）

第 5 条 協議会に会長，副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は，委員の互選により定める。
- 3 会長は，協議会を代表し，会務を総理する。
- 4 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代理する。

(顧問)

第 6 条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は，市長が選任する。

3 顧問は，協議会に出席し，意見を述べることができる。

(会議)

第 7 条 協議会は，会長が招集する。

2 会長は，会議の議長となる。

3 協議会は，必要があると認めるときは，委員以外の者に対して，意見の陳述，説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は，文化市民局文化部文化課において行う。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか，協議会の運営に関し必要な事項は，会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は，決定の日から施行する。

(経過措置)

2 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず，最初の協議会は市長が招集する。